

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院会計規程実施規程

平成22年4月1日

規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院会計規程（平成22年4月1日規程第43号。以下「会計規程」という。）第54条の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の財務及び会計の事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務引継)

第2条 会計規程第6条第4項について、経理責任者が交替したときは、業務に支障が生じないように円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 会計規程第7条第4項について、出納員が交替したときは、速やかに、保管する現金、預金通帳等の引継ぎを行い、引継書（様式第1号）を作成して、経理責任者に提出しなければならない。
- 3 前項の引継ぎの際には、金銭等の残高の实在を検証した上、帳簿残高と照合するものとする。

(出納員)

第3条 会計規程第7条第2項の規定により出納員に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、経理責任者が指名する者をもって出納員に充てるものとする。

- 2 会計規程第7条第2項及び前項の規定により出納員に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、当該期間中、出納員を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に出納員を任命するものとする。

(勘定科目)

第4条 会計規程第10条に規定する勘定科目は、別表第1の左欄のとおりとする。

(会計伝票)

第5条 会計規程第11条第3項に規定する会計伝票の様式は、次のとおりとする。

- (1) 収入伝票（様式第2号）
- (2) 支払伝票（様式第3号）
- (3) 振替伝票
 - ア 振替伝票（様式第4号）
 - イ 振替伝票（未収計上）（様式第5号）
 - ウ 振替伝票（未払計上）（様式第6号）

(日計表)

第6条 会計規程第11条第7項に規定する日計表の様式は、様式第7号のとおりとする。

(会計帳簿)

第7条 会計規程第12条第2項に規定する会計帳簿の様式は、次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳（様式第8号）
- (2) 補助帳簿

- ア 現金出納簿（様式第9号）
- イ 預金出納簿（様式第10号）
- ウ 固定資産台帳（様式第11号）
- エ 予算整理簿（様式第12号）

（予算科目）

第8条 会計規程第14条第3項に規定する予算科目は、別表第1の右欄のとおりとする。

（予算及び収支計画）

第9条 会計規程第14条第4項に規定する予算及び収支計画の様式は、様式第13号の甲及び乙のとおりとする。

（債務負担行為設定調書）

第10条 会計規程第16条第2項に規定する債務負担行為設定調書の様式は、様式第14号のとおりとする。

（予算流用計算書）

第11条 会計規程第18条第4項及び第19条第2項に規定する予算流用計算書の様式は、様式第15号のとおりとする。

（予備費充用調書）

第12条 会計規程第20条第2項に規定する予備費充用調書の様式は、様式第16号のとおりとする。

（繰越予算計算書）

第13条 会計規程第21条第3項に規定する繰越予算計算書の様式は、様式第17号のとおりとする。

（現金、預金通帳等の保管）

第14条 出納員は、現金、預金通帳、信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書及び取引金融機関に登録した印鑑を、厳重に保管しなければならない。

（収入情報の電磁的記録）

第15条 経理責任者は、収入金を収納するため、債務者の預金口座からの引き落とし等を取引金融機関に依頼する場合において、あらかじめ取引金融機関との間にパソコン通信を活用して収支情報を電子データで送信する契約（以下「ファームバンキング契約等」という。）を締結している場合は、債務者名、収入請求額、その他当該契約に必要な情報を電磁的に記録したものを当該取引金融機関に交付することができる。

（収入の徴収又は収納の委託）

第16条 理事長は、法人の収入の確保及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

2 理事長は、前項の規定により収入の徴収又は収納の事務を委託したときは、当該受託者に証明書を交付するとともに、その旨を当該債務者の見やすい方法により公表しなければならない。

（領収印）

第17条 会計規程第26条第4項に規定する領収印は、別表第2のとおりとする。

(延納利息)

第18条 会計規程第29条第2項に規定する延納利息の率は、債権発生日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率とする。

(不良債権の処理)

第19条 会計規程第31条に規定する別に定める場合とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 債権不行使の状態が5年継続したとき（当該債権の消滅時効が5年より短いときはその消滅時効が完成したとき）
- (2) 債務者の住所又は居所が不明であり、債権の収納が困難であるとき。
- (3) 債権の収納に要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- (4) その他債権の収納が著しく困難であるとき。

(仮払)

第20条 会計規程第32条第3項の規定に基づき仮払できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 旅費
 - (2) 官公署に対して支払う経費
 - (3) 補助金、負担金及び交付金
 - (4) 訴訟に要する経費
 - (5) 委託費
 - (6) 損害賠償に係る経費（理事長の承認を得たものに限る。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、仮払をしなければ契約しがたい請負その他の契約に要する経費
- 2 経理責任者は、仮払をしたときは、その債務の額が確定した後速やかに、仮払を受けた者に精算させなければならない。

(前払)

第21条 会計規程第32条第3項の規定に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費
- (9) 訴訟費
- (10) 法人が行う工事に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に掲げる権利で、同法による登記の嘱託をする場合にその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない情報を取得したものに限り。）の代価
- (11) 外部監査契約の代価
- (12) 研修会、講習会に係る会費的負担金及び資料購入費
- (13) 前各号に掲げるもののほか、業務の運営上特に前払をする必要があると認められる経費

- 2 経理責任者は、支出すべき金額の全額について前払をした場合において、前払を行った相手方から反対給付に係る履行完了報告を受けたときは、速やかに履行の確認をしなければならない。

(部分払)

第22条 会計規程第32条第3項の規定に基づき、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

(立替払)

第23条 会計規程第32条第3項の規定に基づき、業務上やむを得ないと認められる場合において、立替払をすることができる。

- 2 前項の立替払については、別に定める。

(支出の事務の委託)

第24条 理事長は、事務の効率化及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に法人の債務の支出の事務を委託することができる。

- 2 前項の規定により、支出事務の委託を受けた者は、受託期間が終了した日から起算して30日以内に、精算報告書を作成し、領収書等証拠書類を添えて理事長に提出するものとする。

(支出証拠書類の取扱い)

第25条 証拠書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 証拠書類は、原本に限る。ただし、原本によりがたいときは、原本を証明したものをもってこれに代えることができる。
- (2) 原則として取引1件ごとに契約書、請求書その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明りょうに記載すること。
- (3) 領収書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。

(証拠書類の保管)

第26条 経理責任者は、日付順、番号順に編さんして証拠書類を保管しなければならない。

(支払情報の電磁的記録)

第27条 経理責任者は、支出金の支払いのためにファームバンキング契約等を締結している場合は、債権者名、支払金額、その他当該契約に必要な情報を電磁的記録したものを取引金融機関に交付することができる。

(資金計画)

第28条 会計規程第37条第2項に規定する資金計画の様式は、様式第13号の丙のとおりとする。

(合計残高試算表)

第29条 会計規程第49条第2項に規定する合計残高試算表の様式は、様式第18号のとおりとする。

(決算整理事項)

第30条 会計規程第50条第1項に規定する決算のための必要な整理事項は、次のとおりとする。

- (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却及び減損処理
- (3) 諸引当金の計上
- (4) 長期前払消費税の償却
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (6) 納付及び還付消費税の計算
- (7) その他決算のために必要な整理

(現金等亡失(損傷)報告書)

第31条 会計規程第52条第4項に規定する現金等亡失(損傷)報告書の様式は、様式第19号のとおりとする。

- 2 経理責任者は、資産の亡失又は毀損の報告を受けたとき又はその事実を発見したときは、直ちにその原因、種類、金額、状況及び発見後の措置等を調査しなければならない。
- 3 前項の規定による調査結果は、その顛末を理事長に報告しなければならない。

(端数計算)

第32条 債権又は債務の金額の端数計算は、原則として国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)に規定する計算方法により処理するものとする。

- 2 物品及び不動産の価格算定の際に生じた円未満の端数は、1計算ごとに四捨五入して計算するものとする。
- 3 減価償却の計算上生じた円未満の端数は、1計算ごとに切り捨てして計算するものとする。

(雑則)

第33条 この規程に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日より施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行、適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第8条関係)

勘定科目						予算科目						
分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明	分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明	
資産	固定資産	有形固定資産	土地	土地	土地の取得価額を計上							
			土地 減損損失累計額	土地 減損損失累計額	土地に係る減損損失の累計額を計上							
			建物	建物	建物及び建物附属設備の取得価額を計上							
			建物 減価償却累計額	建物 減価償却累計額	建物の減価償却に係る累計額を計上							
			建物 減損損失累計額	建物 減損損失累計額	建物に係る減損損失の累計額を計上							
			構築物	構築物	構築物の取得価額を計上							
			構築物 減価償却累計額	構築物 減価償却累計額	構築物の減価償却に係る累計額を計上							
			構築物 減損損失累計額	構築物 減損損失累計額	構築物に係る減損損失の累計額を計上							
			器械備品	器械備品	器械及び備品の取得価額を計上							
			器械備品 減価償却累計額	器械備品 減価償却累計額	器械備品の減価償却に係る累計額を計上							
			器械備品 減損損失累計額	器械備品 減損損失累計額	器械備品に係る減損損失の累計額を計上							
			器械備品 (リース)	器械備品 (リース)	ファイナンス・リース契約に係る器械及び備品の取得価額相当額を計上							
			器械備品(リース) 減価償却累計額	器械備品(リース) 減価償却累計額	器械備品(リース)の減価償却に係る累計額を計上							
			器械備品(リース) 減損損失累計額	器械備品(リース) 減損損失累計額	器械備品(リース)に係る減損損失の累計額を計上							
			車両	車両	車両の取得価額を計上							
			車両 減価償却累計額	車両 減価償却累計額	車両の減価償却に係る累計額を計上							
			車両 減損損失累計額	車両 減損損失累計額	車両に係る減損損失の累計額を計上							
			車両 (リース)	車両 (リース)	ファイナンス・リース契約に係る車両の取得価額相当額を計上							
車両(リース) 減価償却累計額	車両(リース) 減価償却累計額	車両(リース)の減価償却に係る累計額を計上										

	車両(リース) 減損損失累計額	車両(リース) 減損損失累計額	車両(リース)に係る減損損失の累計額を計上							
	放射性同位元素	放射性同位元素	放射性同位元素の取得価額を計上							
	放射性同位元素 減価償却累計額	放射性同位元素 減価償却累計額	放射性同位元素の減価償却に係る累計額を計上							
	放射性同位元素 減損損失累計額	放射性同位元素 減損損失累計額	放射性同位元素に係る減損損失の累計額を計上							
	建設仮勘定	建設仮勘定	建設中の建物等の対価として支出した額を計上							
	建設仮勘定 減損損失累計額	建設仮勘定 減損損失累計額	建設仮勘定に係る減損損失の累計額を計上							
	その他の 有形固定資産	その他の 有形固定資産	上記以外の有形固定資産の取得価額を計上							
	その他の 有形固定資産 減価償却累計額	その他の 有形固定資産 減価償却累計額	その他の有形固定資産の減価償却に係る累計額を計上							
	その他の 有形固定資産 減損損失累計額	その他の 有形固定資産 減損損失累計額	その他の有形固定資産に係る減損損失の累計額を計上							
無形固定資産	借地権	借地権	借地借家法(平成3年法律第90号。)上の借地権等の 価額を計上							
	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェアの価額を計上							
	ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア仮勘定	制作中のソフトウェアの対価として支出した額を計上							
	電話加入権	電話加入権	電話加入により取得した権利の価額を計上							
	その他の 無形固定資産	その他の 無形固定資産	上記以外の無形固定資産の価額を計上							
投資 その他の資産	投資有価証券	投資有価証券	満期日が期末日の翌日から1年を超えて到来する有価 証券の価額を計上(売買目的有価証券を除く。)							
	長期貸付金	長期貸付金	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている貸付金 額を計上							
	貸倒引当金 (長期貸付金)	貸倒引当金 (長期貸付金)	長期貸付金の回収不能見込額に係る引当金額を計上							
	破産更生債権等	破産更生債権等	すでに経済的に破綻又は実質的に破綻に陥っている債 務者に対する債権金額を計上							
	貸倒引当金 (破産更生債権等)	貸倒引当金 (破産更生債権等)	破産更生債権等の回収不能見込額に係る引当金額を 計上							
	長期前払費用	長期前払費用		時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対す る前払分で1年を超えて費用化される未経過分の金額						
		長期前払消費税		課税売上割合が95%未満の場合の非課税売上に対応 する資本的支出の課税仕入れに係る控除できない消 費税及び地方消費税の額を計上						

		長期借入金	長期借入金	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている借入金額を計上							
		移行前地方債償還債務	移行前地方債償還債務	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている移行前地方債償還債務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第86条第1項の規定により負担する債務)額を計上							
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	職員の退職給付に係る引当金額を計上							
		役員退職給付引当金	役員退職給付引当金	役員の退職給付に係る引当金額を計上							
		環境対策引当金	環境対策引当金	法令で要求される環境有害物質の除去費用の見積額を計上							
		長期未払金	長期未払金	期末日の翌日から1年を超える支払期限の未払金額を計上							
		長期リース債務	長期リース債務	ファイナンス・リース契約に係るリース資産を計上した際に計上される債務のうち、期末日の翌日から1年以内に支払われない額を計上							
		資産除去債務	資産除去債務	法令又は契約等で要求される有形固定資産の除却費用の見積額を計上							
		その他固定負債	その他固定負債	上記以外の固定負債の額を計上							
流動負債	流動負債	運営費負担金債務	運営費負担金債務	岐阜県から交付された運営費負担金に係る債務額を計上							
		運営費交付金債務	運営費交付金債務	岐阜県から交付された運営費交付金に係る債務額を計上							
		預り補助金等	預り補助金等	特定事業等に対して交付された補助金等に係る債務額(長期預り補助金等を除く。)を計上							
		預り工事負担金等	預り工事負担金等	受益者等から交付された工事負担金等に係る債務額(長期預り工事負担金等を除く。)を計上							
		寄付金債務	寄付金債務	用途が特定されている寄付金に係る債務額(長期寄附金債務を除く。)を計上							
		短期借入金	短期借入金	契約時において、返済期限が1年以内の借入金額を計上							
		一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金	長期借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内の額を計上							
		一年以内返済予定移行前地方債債務	一年以内返済予定移行前地方債債務	返済期限が期末日の翌日から1年以内の移行前地方債償還債務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第86条第1項の規定により負担する債務)額を計上							
		未払金	医薬未払金	医薬未払金	医薬費用に係る未払額(医薬品、診療材料及び貯蔵品の未払額を含む。)を計上(未払費用に属するものを除く。)						
			医薬外未払金	医薬外未払金	医薬費用以外の費用科目に係る未払額を計上(未払費用に属するものを除く。)						
			その他未払金	その他未払金	上記以外の科目に係る未払額を計上(未払費用に属するものを除く。)						
		一年以内支払予定リース債務	一年以内支払予定リース債務	ファイナンス・リース契約に係るリース資産を計上した際に計上される債務のうち、1年以内に支払われる額を計上							

			未払費用	未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対してはまだその対価の支払が終わらないものに係る当該支払が終わらない部分の対価を計上(経過勘定)							
			未払消費税及び地方消費税	未払消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納付計算の結果納税が予定される消費税及び地方消費税の額を計上							
			前受金	医業前受金	医業収益に係る前受金額を計上							
		医業外前受金		医業収益以外の収益に係る前受金額を計上								
		その他前受金		上記以外の科目に係る前受金額を計上								
			預り金	預り保証金	契約に伴う預り保証金額を計上							
				預り諸税	所得税、地方税等職員の給与から控除されたものに係る預り金額を計上							
				その他預り金	上記科目以外の預り金額を計上							
			前受収益	前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を計上(経過勘定)							
			引当金	賞与引当金	職員に対する期末手当及び勤勉手当に係る引当金額を計上							
				一年以内履行予定環境対策引当金	法令で要求される環境有害物質の除去費用の見積額を計上							
			仮受金	仮受金	収入額、相手勘定科目等が未確定な収入に係る当該収入額を計上							
			一年以内履行予定資産除去債務	一年以内履行予定資産除去債務	法令又は契約等で要求される有形固定資産の除去費用の見積額を計上							
			その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税	課税売上げに係る消費税及び地方消費税の額を計上							
				その他流動負債	上記以外の流動負債の額を計上							
純資産	資本金	資本金	設立団体出資金	設立団体出資金	岐阜県からの出資金額を計上							
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金(運営費負担金)	受け入れた運営費負担金について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(運営費交付金)	受け入れた運営費交付金について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(補助金等)	受け入れた補助金等について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(工事負担金等)	受け入れた工事負担金等について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(寄付金)	受け入れた寄付金について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(設立団体からの譲与)	岐阜県からの譲与について資本剰余金に振り替えた額を計上							
				資本剰余金(その他)	上記以外の資本剰余金額を計上							
	利益剰余金	利益剰余金	前中期目標期間繰越積立金	前中期目標期間繰越積立金	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第4項の規定に基づき、前中期目標期間から繰り越された積立金額を計上							

			目的積立金	目的積立金	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第3項及び第84条の規定に基づいて積み立てた目的積立金額を計上							
			積立金	積立金	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第1項の規定に基づいて積み立てた積立金額を計上							
			当期末処分利益	当期末処分利益	当期における未処分の利益額を計上							
			前期繰越利益	前期繰越利益	前期より繰越した利益を計上							
収益	営業収益	医業収益	入院収益	入院収益	入院医療に係る収益の額を計上	収入	営業収益	医業収益	入院収益	入院収益	入院医療に係る収入の額を計上	
			外来収益	外来収益	外来医療に係る収益の額を計上				外来収益	外来収益	外来医療に係る収入の額を計上	
			その他医業収益	室料差額収益	特別室等使用に係る収益の額を計上				その他医業収益	室料差額収益	特別室等使用に係る収入の額を計上	
		公衆衛生活動収益		各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益の額を計上				公衆衛生活動収益		各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収入の額を計上		
		健康診断収益		人間ドック等個別健康診断に係る収益の額を計上				健康診断収益		人間ドック等個別健康診断に係る収入の額を計上		
			受託検査施設利用収益	受託検査料収入、医療設備、器械を他の医療機関に利用させた場合の収益の額を計上				受託検査施設利用収益	受託検査料収入、医療設備、器械を他の医療機関に利用させた場合の収入の額を計上			
			その他医業収益	上記以外の医業収益の額を計上				その他医業収益	上記以外の医業収益の収入額を計上			
		保険等査定減	保険等査定減入院	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による入院分の審査減額				保険等査定減	保険等査定減入院	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による入院分の審査減額		
			保険等査定減外来	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による外来分の審査減額					保険等査定減外来	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による外来分の審査減額		
			保険等査定減その他医業収益	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関によるその他医業収益分の審査減額					保険等査定減その他医業収益	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関によるその他医業収益分の審査減額		
		受託事業等収益	受託事業等収益	受託事業等収益	他機関からの治験委託等による収入額を計上			受託事業等収益	受託事業等収益	受託事業等収益	他機関からの治験委託等による収入額を計上	
		運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	受け入れた運営費負担金について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)			運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)			運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
		補助金等収益	国庫補助金等	国庫補助金等	受け入れた国庫補助金等について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)			補助金等収益	国庫補助金等	国庫補助金等	国庫補助金等の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
			県補助金等	県補助金等	受け入れた県補助金等について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)				県補助金等	県補助金等	県補助金等の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
			その他補助金等	その他補助金等	受け入れたその他補助金等について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)				その他補助金等	その他補助金等	その他補助金等の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
		工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益	受け入れた工事負担金等について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)			工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	
		寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益	寄付金債務を収益化した額及び使途が特定されていない寄付金に係る収益額を計上(営業外収益に属するものを除く。)			寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益	寄付金の収入額を計上(営業外収益及び資本収入に属するものを除く。)	

財源措置予定額 収益	財源措置予定額 収益	財源措置予定額 収益	当法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を 後年度において財源措置することとされている特定の 費用が発生した際の当該財源措置予定額にかかる収 益額を計上（営業外収益に属するものを除く。）	
資産見返負債 戻入	資産見返 寄付金 戻入	資産見返 寄付金 戻入	資産見返寄付金を収益化した額を計上	
	資産見返 物品受贈額 戻入	資産見返 物品受贈額 戻入	資産見返物品受贈額を収益化した額を計上	
雑益	雑益	雑益	上記以外の営業収益の額を計上	
営業外収益	運営費負担金 収益	運営費負担金 収益	運営費負担金収益	受け入れた運営費負担金について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
	運営費交付金 収益	運営費交付金 収益	運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
	補助金等 収益	国庫補助金等	国庫補助金等	受け入れた国庫補助金等について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
		県補助金等	県補助金等	受け入れた県補助金等について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
		その他補助金等	その他補助金等	受け入れたその他補助金等について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
	工事負担金等 収益	工事負担金等 収益	工事負担金等収益	受け入れた工事負担金等について収益化した額を計上 （営業収益に属するものを除く。）
	寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益	寄付金債務を収益化した額及び使途が特定されてい ない寄付金に係る収益額を計上（営業収益に属するもの を除く。）
	財源措置 予定額収益	財源措置 予定額収益	財源措置 予定額収益	当法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を 後年度において財源措置することとされている特定の 費用が発生した際の当該財源措置予定額にかかる収 益額を計上（営業収益に属するものを除く。）
	財務収益	受取利息及び配当金	預金利息	預貯金の利息に係る収益の額を計上
			貸付金利息	貸付金の利息に係る収益の額を計上
有価証券利息			有価証券の利息に係る収益の額を計上	
配当金			配当金に係る収益の額を計上	
その他受取利息			上記以外の利息に係る収益の額を計上	
患者外 給食収益	患者外 給食収益	患者外 給食収益	職員、付添人等の給食に係る収益の額を計上	
雑益	有価証券 売却益	有価証券 売却益	有価証券売却による収益の額を計上	
	引当金戻入益	引当金戻入益	各種引当金からの戻入の額を計上	
	その他雑益	その他雑益	上記以外の営業外の収益のうち少額で重要性の低い 収益の額を計上	

財源措置予定額 収益	財源措置予定額 収益	財源措置予定額 収益	財源措置予定額の収入額を計上（営業外収益及び資 本収入に属するものを除く。）	
雑益	雑益	雑益	上記以外の営業収益の収入額を計上	
営業外収益	運営費負担金 収益	運営費負担金 収益	運営費負担金収益	運営費負担金の収入額を計上（営業収益及び資本収 入に属するものを除く。）
	運営費交付金 収益	運営費交付金 収益	運営費交付金収益	運営費交付金の収入額を計上（営業収益及び資本収 入に属するものを除く。）
	補助金等 収益	国庫補助金等	国庫補助金等	国庫補助金等の収入額を計上（営業収益及び資本収 入に属するものを除く。）
		県補助金等	県補助金等	県補助金等の収入額を計上（営業収益及び資本収 入に属するものを除く。）
		その他補助金等	その他補助金等	その他補助金等の収入額を計上（営業収益及び資本 収入に属するものを除く。）
	工事負担金等 収益	工事負担金等 収益	工事負担金等収益	工事負担金等の収入額を計上（営業収益及び資本収 入に属するものを除く。）
	寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益	寄付金の収入額を計上（営業収益及び資本収入に属 するものを除く。）
	財源措置 予定額収益	財源措置 予定額収益	財源措置 予定額収益	財源措置予定額の収入額を計上（営業収益及び資本 収入に属するものを除く。）
	財務収益	受取利息及び配当金	預金利息	預貯金の利息に係る収入の額を計上
			貸付金利息	貸付金の利息に係る収入の額を計上
有価証券利息			有価証券の利息に係る収入の額を計上	
配当金			配当金に係る収入の額を計上	
その他受取利息			上記以外の利息に係る収入の額を計上	
患者外 給食収益	患者外 給食収益	患者外 給食収益	職員、付添人等の給食に係る収入の額を計上	
雑益	有価証券 売却益	有価証券 売却益	有価証券売却による収入の額を計上	
	引当金戻入益	引当金戻入益	各種引当金からの戻入の額を計上	
	その他雑益	その他雑益	上記以外の営業外の収益のうち少額で重要性の低い 収入の額を計上	

臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却による差益の額を計上	
	除売却資産見返寄付金戻入	除売却資産見返寄付金戻入	除売却資産見返寄付金戻入	固定資産を売却、交換、除却したときに、資産見返寄付金を収益化した額を計上	
	除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入	固定資産を売却、交換、除却したときに、資産見返物品受贈額を収益化した額を計上	
	引当金戻入益	引当金戻入益	引当金戻入益	各種引当金からの戻入の額を計上	
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度に属する、費用・収益の訂正により、当期に収益として認識した額を計上	
	その他臨時利益	その他臨時利益	その他臨時利益	上記以外の臨時利益の額を計上	
費用	営業費用	医業費用		医業に係る費用の額を計上	
			給与費	給料	常勤職員に対する給料の額を計上
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額を計上
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
				賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額を計上(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く)
				法定福利費	地方職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額を計上
				退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
			材料費	薬品費	医薬品を費用処理した額を計上
				診療材料費	診療材料を費用処理した額を計上
				給食材料費	給食材料を費用処理した額を計上
				たな卸資産減耗費	たな卸資産の破損変質等による減耗損の額を計上
			経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費の額を計上
				報償費	診療等のため臨時に招聘する医師及び外部講師等に対する謝金の額を計上

臨時利益					
	臨時利益	臨時利益	臨時利益	臨時利益の収入額を計上	
支出	営業費用	医業費用		医業に係る支出額を計上	
			給与費	給料	常勤職員に対する給料の支出額を計上
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支出額を計上
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の支出額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の支出額を計上
				法定福利費	地方職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額の支出額を計上
				退職金	職員に対する退職手当の支出額を計上
				材料費	薬品費
				診療材料費	診療材料の購入による支出額を計上
				給食材料費	給食材料の購入による支出額を計上
			経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費の支出額を計上
				報償費	診療等のため臨時に招聘する医師及び外部講師等に対する謝金の支出額を計上

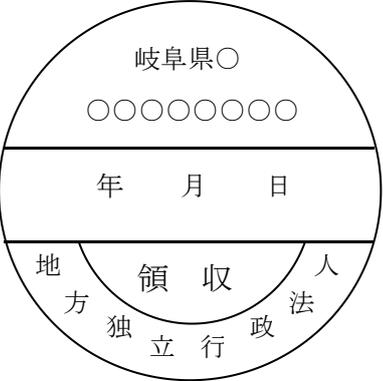
		車両減価償却費	車両の減価償却費の額を計上
		車両(リース)減価償却費	車両(リース)の減価償却費の額を計上
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素の減価償却費の額を計上
		その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産の減価償却費の額を計上
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
研究研修費	研究費	研究、研修に要する費用の額を計上	
	図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入費用の額を計上	
	旅費	学会、講習会出席等の旅費の額を計上	
	解剖関係費	研究謝金、遺族謝金、棺代等の額を計上	
	研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の額を計上	
一般管理費		管理業務に係る費用の額を計上	
給与費	給料	常勤職員に対する給料の額を計上	
	手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額を計上	
	賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄わなかった額を計上	
	賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上	
	役員報酬	役員に対する報酬、各種手当(退職手当除く。)及び賞与の額を計上(賞与については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)	
	報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額を計上(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)	
	法定福利費	地方職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額を計上	
	役員退職給付費用	役員退職給付引当金への繰入額及び役員にかかる割増退職手当など引当外の退職手当加算額等を計上	
	退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上	
	減価償却費	建物減価償却費	建物の減価償却費の額を計上
構築物減価償却費		構築物の減価償却費の額を計上	
器械備品減価償却費		器械備品の減価償却費の額を計上	

研究研修費	研究費	研究、研修に要する支出額を計上	
	図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入の支出額を計上	
	旅費	学会、講習会出席等の旅費の支出額を計上	
	解剖関係費	研究謝金、遺族謝金、棺代等の支出額を計上	
	研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の支出額を計上	
一般管理費		管理業務に係る支出額を計上	
給与費	給料	常勤職員に対する給料の支出額を計上	
	手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支出額を計上	
	賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の支出額を計上	
	役員報酬	役員に対する報酬、各種手当(退職手当除く。)及び賞与の支出額を計上	
	報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の支出額を計上	
	法定福利費	地方職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額の支出額を計上	
	役員退職金	役員に対する退職手当の支出額を計上	
	退職金	職員に対する退職手当の支出額を計上	

			器械備品(リース)減価償却費	器械備品(リース)の減価償却費の額を計上
			車両減価償却費	車両の減価償却費の額を計上
			車両(リース)減価償却費	車両(リース)の減価償却費の額を計上
			その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産の減価償却費の額を計上
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
	経費		厚生福利費	役職員及びその家族に対する法定外福利費の額を計上
			報償費	外部講師等に対する謝金の額を計上
			旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の額を計上
			職員被服費	役職員に貸与する被服費の額を計上
			消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの費用の額を計上
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの費用の額を計上
			光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の費用の額を計上
			燃料費	重油、ガソリン等の費用の額を計上
			会議費	各種会議等に付随して行われる飲食及び来客用の飲食に要する経費の額を計上
			印刷製本費	印刷製本に要する費用の額を計上
			修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の費用の額を計上
			保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の費用の額を計上
			賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る費用の額を計上
			通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の費用の額を計上
			委託料	業務委託に係る費用の額を計上
			諸会費	各種団体等に対する会費の額を計上
			負担金補助及び交付金	負担金、補助金等の額を計上
			交際費	役職員の交際費の額を計上
			租税公課	固定資産税等の公租課金の額を計上
			雑費	上記以外の経費の額を計上
営業外費用	財務費用	支払利息	長期借入金利息	長期借入金の支払利息の額を計上
			移行前地方債償還債務利息	移行前地方債償還債務の支払利息の額を計上
			短期借入金利息	短期借入金の支払利息の額を計上

	経費		厚生福利費	役職員及びその家族に対する法定外福利費の支出額を計上
			報償費	外部講師等に対する謝金の支出額を計上
			旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の支出額を計上
			職員被服費	役職員に貸与する被服費の支出額を計上
			消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの支出額を計上
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの支出額を計上
			光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の支出額を計上
			燃料費	重油、ガソリン等の支出額を計上
			会議費	各種会議等に付随して行われる飲食及び来客用の飲食に要する経費の支出額を計上
			印刷製本費	印刷製本に要する支出額を計上
			修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の支出額を計上
			保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の支出額を計上
			賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る支出額を計上
			通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の支出額を計上
			委託料	業務委託の支出額を計上
			諸会費	各種団体等に対する会費の支出額を計上
			負担金補助及び交付金	負担金、補助金等の支出額を計上
			交際費	役職員の交際費の支出額を計上
			租税公課	固定資産税等の公租課金の支出額を計上
			雑費	上記以外の経費の支出額を計上
営業外費用	財務費用	支払利息	長期借入金利息	長期借入金の支払利息の支出額を計上
			移行前地方債償還債務利息	移行前地方債償還債務の支払利息の支出額を計上
			短期借入金利息	短期借入金の支払利息の支出額を計上

別表第2（第17条関係）

 <p>岐阜県○ ○○○○○○○○○○ 年 月 日 地方独立行政法人</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 書 体 明朝体2 大きさ 直径25ミリメートル以下3 必要に応じ、通し番号を入れることができる。
---	--

年 月 日

引 継 書

経理責任者 様

出納員

引継人 氏名

引受人 氏名

印

印

次のとおり、適切に引継ぎを完了しました。

引継物	金額・数量	備考

様式第2号（第5条関係）

病院名				No.
年度				

収入伝票				
振替伝票（未収計上）番号				
件名				
収納日		収納種別		
収納方法		調定年度		
調定区分				
金額		円	消費税額計	
		円		円

No.	内訳表				
1	摘要				
	予算科目	(款)		財源	
		(項)		収入額	円
		(目)		消費税額	円
		(節)		消費税区分	%
(細節)		消費税率			
仕訳(借方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
(貸方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
債務者					
2	摘要				
	予算科目	(款)		財源	
		(項)		収入額	円
		(目)		消費税額	円
		(節)		消費税区分	%
(細節)		消費税率			
仕訳(借方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
(貸方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
債務者					
3	摘要				
	予算科目	(款)		財源	
		(項)		収入額	円
		(目)		消費税額	円
		(節)		消費税区分	%
(細節)		消費税率			
仕訳(借方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
(貸方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
債務者					
4	摘要				
	予算科目	(款)		財源	
		(項)		収入額	円
		(目)		消費税額	円
		(節)		消費税区分	%
(細節)		消費税率			
仕訳(借方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
(貸方)	(款)	(項)	(目)	(節)	
債務者					

様式第3号（第5条関係）

年度	病院名	No.

支払伝票			
支出命令日	振替伝票番号		
件名			
内容			
支払予定日		支出区分	
支出予定額計	円	消費税額計	円

No.	内訳表		
	摘要		
	予算科目	(款)	財源
		(項)	支出予定額
		(目)	円
		(節)	消費税額
		(細節)	円
	仕訳	借方科目	
		(款)	(款)
		(項)	(項)
		(目)	(目)
		(節)	(節)
	債権者	住所	
		氏名	
		支払方法	預金種別
		金融機関	口座番号
		口座名義人	

	摘要		
	予算科目	(款)	財源
		(項)	支出予定額
		(目)	円
		(節)	消費税額
		(細節)	円
	仕訳	借方科目	
		(款)	(款)
		(項)	(項)
		(目)	(目)
		(節)	(節)
	債権者	住所	
		氏名	
		支払方法	預金種別
		金融機関	口座番号
		口座名義人	

様式第4号（第5条関係）

				病院名			
年度						No.	
振替伝票							
仕 訳 日					被伝票番号		
摘 要							
決算区分					伝票区分		
資金振替区分					予算執行		
借方金額計					貸方金額計		
		円					円
借方税額計					貸方税額計		
		円					円
内 訳 表							
No.	借 方			貸 方			
	財 源						
	予 算 科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)			(款) (項) (目) (節) (細節)		
	仕 訳	(款) (項) (目) (節) (細節)			(款) (項) (目) (節) (細節)		
	税区分/税率				% %		
	発 生 科 目						
	取 引 先						
	支 払 方 法						
	金額(内消費税)	円 (円)			円 (円)		
	財 源						
	予 算 科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)			(款) (項) (目) (節) (細節)		
	仕 訳	(款) (項) (目) (節) (細節)			(款) (項) (目) (節) (細節)		
	税区分/税率				% %		
	発 生 科 目						
	取 引 先						
	支 払 方 法						
	金額(内消費税)	円 (円)			円 (円)		

様式第5号（第5条関係）

	病院名	
年度		No.
振替伝票（未収計上）		
件名		
調定日		調定区分
調定額計	円	消費税額計
		円
No.	内訳表	
摘要		
予算科目	(款)	財源
	(項)	納期限
	(目)	調定額
	(節)	消費税額
	(細節)	消費税区分
仕訳(借方)	(款) (項) (目) (節)	消費税率
(貸方)	(款) (項) (目) (節)	%
債務者		
摘要		
予算科目	(款)	財源
	(項)	納期限
	(目)	調定額
	(節)	消費税額
	(細節)	消費税区分
仕訳(借方)	(款) (項) (目) (節)	消費税率
(貸方)	(款) (項) (目) (節)	%
債務者		
摘要		
予算科目	(款)	財源
	(項)	納期限
	(目)	調定額
	(節)	消費税額
	(細節)	消費税区分
仕訳(借方)	(款) (項) (目) (節)	消費税率
(貸方)	(款) (項) (目) (節)	%
債務者		

様式第6号（第5条関係）

年度	病院名	No.		
振替伝票（未払計上）				
支出負担行為番号				
件名 内容				
支出負担行為額計		円 振替目		
既振替額計		円 支出区分		
振替額計		円 消費税額計 円		
№. 内 訳 表				
摘要	予算科目	(款)	財 源	
		(項)	支出負担行為額	円
		(目)	既振替額	円
		(節)	振替額	円
		(細節)	執行残額	円
			消費税額	円
			税区分/税率	%
仕 訳	借 方 科 目		貸 方 科 目	
	(款)	(款)	(項)	(項)
	(項)	(項)	(目)	(目)
	(目)	(目)	(節)	(節)
	(節)	(節)	(細節)	(細節)
	(細節)	(細節)		
債権者	住 所		預金種別	
	氏 名		口座番号	
	支 払 方 法			
	金 融 機 関			
	口 座 名 義 人			
摘要	予算科目	(款)	財 源	
		(項)	支出負担行為額	円
		(目)	既振替額	円
		(節)	振替額	円
		(細節)	執行残額	円
			消費税額	円
			税区分/税率	%
仕 訳	借 方 科 目		貸 方 科 目	
	(款)	(款)	(項)	(項)
	(項)	(項)	(目)	(目)
	(目)	(目)	(節)	(節)
	(節)	(節)	(細節)	(細節)
	(細節)	(細節)		
債権者	住 所		預金種別	
	氏 名		口座番号	
	支 払 方 法			
	金 融 機 関			
	口 座 名 義 人			

様式第11号 (第7条関係)

事業区分		現状区分		取得区分		部 門		中期計画					
資産名称		取得年度		一般：医業									
勘定科目		取得年月日		登記日		構造規格							
数 量		面 積		取得価額		償却方法		耐用年数 年 償却率					
				残存価額		備 考							
				年間償却額									
				償却限度額									
				減損累計額									
財 源 名 称				財 源 額		月額償却額		減損累計額					
沿 革				備 考		要求所属配置換え： 設置場所配置換え：							
年 月 日		数 量		金 額		区 分							
※区分 1=改良 2=一部除却 3=耐用年数変更 4=処分 6=直接除却 7=独立間接除却 8=売却													
年月日	備 考	帳 簿 原 価						減 価 償 却 累 計 額			帳 簿 価 額	処 分	
		借 方		貸 方		残 高		借 方		貸 方		残 高	金 額
数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	借 方	貸 方	残 高	借 方	貸 方	残 高	金 額	損 (-) 益

様式第13号（第9条、第28条関係）

甲

1 予算(平成 年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	—
営業収益	0
医業収益	0
運営費負担金収益	0
その他営業収益	0
営業外収益	0
運営費負担金収益	0
その他営業外収益	0
資本収入	0
長期借入金	0
運営費負担金	0
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	0
支出	—
営業費用	0
医業費用	0
給与費	0
材料費	0
経費	0
研究研修費	0
一般管理費	0
給与費	0
経費	0
営業外費用	0
資本支出	0
建設改良費	0
償還金	0
その他資本支出	0
その他の支出	0
計	0

(注1)各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。
そのため、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

※ 上記の他、注意書きを記載する。

[人件費の見積り]

[運営費負担金の算定ルール]

乙

2 収支計画(平成 年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	0
営業収益	0
医業収益	0
運営費負担金収益	0
資産見返負債戻入	0
その他営業収益	0
営業外収益	0
運営費負担金収益	0
その他営業外収益	0
臨時利益	0
費用の部	0
営業費用	0
医業費用	0
給与費	0
材料費	0
経費	0
減価償却費	0
研究研修費	0
一般管理費	0
給与費	0
減価償却費	0
経費	0
営業外費用	0
臨時損失	0
予備費	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注1)各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。
そのため、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

※ 上記の他、注意書きを記載する。

丙

3 資金計画(平成 年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	
診療業務による収入	
運営費負担金による収入	
その他の業務活動による収入	
投資活動による収入	
運営費負担金による収入	
その他の投資活動による収入	
財務活動による収入	
長期借入による収入	
その他の財務活動による収入	
前事業年度からの繰越金	
資金支出	
業務活動による支出	
給与費支出	
材料費支出	
その他の業務活動による支出	
投資活動による支出	
有形固定資産の取得による支出	
その他の投資活動による支出	
財務活動による支出	
長期借入金の返済による支出	
移行前地方債償還債務の償還による支出	
その他の財務活動による支出	
翌事業年度への繰越金	

(注1)各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。
そのため、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

※ 上記の他、注意書きを記載する。

様式第14号（第10条関係）

債務負担行為設定調書

事 項	期 間	契約予定額 (契約限度額)	参 考							
			契約予定額(契約限度額)の支払見込内訳		契約予定額(契約限度額)の財源内訳				備 考	
			契約初年度 (期間初年度) 支払見込額	契約初年度 (期間初年度) の翌年度 以降の支払見込額	運営費負担金	補助金	長期借入金	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

備考

- 1 期間欄には、「〇年度から〇年度まで」と記載すること。(例：平成22年度から平成25年度まで)
- 2 会計規程第16条第1項の規定による理事長の決定又は理事会の議の対象には、本調書の参考欄の記載は含まれない。
本調書の参考欄の記載は、理事長が決定する際又は理事会が審査を行う際の参考情報である。

様式第15号 (第11条関係)

年度 予算流用計算書(承認・報告)

決裁欄								起案	年 月 日		
							主任				
								決裁	年 月 日		
流用日付 年 月 日											
科 目				現予算額	支 出 額			差 引 過不足額	流用増減額		流用後 予算額
款	項	目	節		支出済額	支出見込額	合 計		増	減	
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
				円	円	円	0 円	0 円	円	円	0 円
合 計								0 円	0 円	0 円	
流用の理由											

備考 承認又は報告のいずれであるかを明確にすること。

様式第16号（第12条関係）

年度 予備費充用調書

決裁欄								主任	起案	年 月 日
									決裁	年 月 日
充用日付 年 月 日										
科目				現予算額	支出額			差引 過不足額	予備費 充用額	付 記
款	項	目	節		支出済額	支出見込額	合 計			
				円	円	円	0 円	0 円	円	
				円	円	円	0 円	0 円	円	
				円	円	円	0 円	0 円	円	
				円	円	円	0 円	0 円	円	
				円	円	円	0 円	0 円	円	
				円	円	円	0 円	0 円	円	
合 計									0 円	
充用の理由								予備費現在額	予備費充用額	予備費充用後残額
								円	0 円	0 円
備考										

- 備考
- 1 本調書作成にあたっては、資本支出の予備費と資本支出以外の予備費とで別業とすること。
 - 2 予備費現在額欄には、現在の予備費の残額を記載すること。

年度予算 繰越予算計算書

決裁欄									起案	年 月 日
								主任		
									決裁	年 月 日
科 目				予算額	予算執行済額	翌年度繰越予算額	不用額	繰越の理由	備考	
款	項	目	節							
				円	円	円	円			
				円	円	円	円			
				円	円	円	円			

備考 備考欄には、翌年度繰越予算額にかかる財源の予定など参考となる情報等を記載すること。

年 月 日

理事長

様

報告者

職氏名

現金等亡失（損傷）報告書

このことについて、現金等の亡失（損傷）がありましたので報告します。

記

報告事項	内 容
亡失（損傷）したもの	
保管者又は使用者の氏名	
亡失（損傷）の日時	
亡失（損傷）の場所	
亡失（損傷）の状況・理由	
亡失（損傷）後の処置状況	
その他参考となる事項	
てん末	

備考 亡失（損傷）の事案の内容に応じ、適宜、本様式を変更すること。